

回 答 書

入札件名 下水道台帳管理システムバージョンアップ業務委託
担当課 下水道課
回答日 令和7年9月30日

質問内容

特記仕様書 第8条(守秘義務及び個人情報の保護)「受注者」は本業務に関する事項及び業務上知り得た行政情報の一切について、これを外部に漏洩してはならない。五條市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、委託を受けた個人情報等の秘密 保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、外部への漏洩、滅失、毀損等を防止しなければならない。

「受注者」は、「個人情報の取り扱いを適正に行う体制等を整備していることを証する「Pマーク(プライバシーマーク)」及び「情報マネジメントシステム認定センター」による ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム:JISQ27001:2023) 適合性評価制度」の認証を受けている団体であることとする。

特記仕様書 第9条(照査)「受注者」は本業務の履行にあたり、作成するデータの品質確保を図るため、業務実施時において照査を実施するものとする。なお、照査を行う際は、品質マネジメントシステム認証制度に基づき実施する必要があることから、「受注者」は一般財団法人日本科学技術連盟が認めるQMS(品質マネジメントシステム:JSQ9001:2015)の認証を受けているものとする

特記仕様書 第4条(提出書類) (5)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の取得証明書の写し(6)品質マネジメントシステム(QMS)の取得証明書の写し(7)プライバシーマーク取得証明書の写し

特記仕様書 第5条(業務の実施体制等)

「受注者」は、本業務の円滑な進接を図るため、以下の資格を有する管理技術者を選任しなければならない。(1)管理技術者 測量士の資格を有し、本業務と同様な業務を実施した実績のある技術者を配置すること。(同様の業務: 下水道台帳管理システムのバージョンアップもしくは機器更新に伴うシステム移行業務)(2)照査技術者 地理情報システム(GIS)関連業務であることから、空間情報総括監理技術者の資格を有するもの

とありますが、一方で
入札公告 第2 (9)契約者、構築業者及び保守業者において、プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証のいずれかを取得し、個人情報保護方針等を定めた事業者であること。

と記載があります。

本業務の参加要件は、

「契約者、構築業者及び保守業者において、特記仕様書に求められている(5)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の取得証明書(6)品質マネジメントシステム(QMS)の取得証明書(7)プライバシーマーク取得証明書 を提出し、個人情報保護方針等を定めた事業者であること」の3つの取得証明書が必要との理解で間違いないでしょうか?

また、特記仕様書第5条の技術者配置できるもの。とは、資格と実績を満たしている技術者の理解で間違いないでしょうか?

業務遂行については、仕様書、設計書を正として実施いたしますので、仕様書に記載の内容を満たすことの理解でよろしいでしょうか

質問への回答 いずれもご理解のとおりです。